

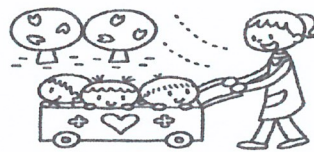


家庭的保育事業



家庭的保育事業は、2010年4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら地域の子供たちを守り育てる役割を担い、待機児童緩和を目指しています。

家庭的保育事業とは？



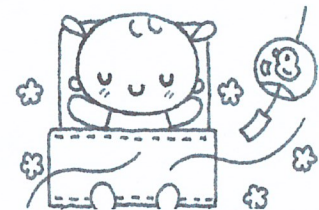
★対象年齢・・・0才児～2才児

★場所・・・保育出来る広さのマンション1階や自宅の1室(庭、公園あり)

★保育料・・・名古屋市立の保育所の保育料に準ずる(前年の市民税額などにより決定)

★子供5人に対し保育者2名のきめ細やかな手厚い保育で、いつも同じ保育者が対応

★家庭的な環境での異年齢保育



家庭的な雰囲気の中で手厚い保育ができ、小さい年齢の子供には最適な環境で過ごせる保育室です。少人数保育を希望される方、これからお仕事をしようと思っている方、子供を預けたいと思っている方など、気軽に保育室を一度見学に来てみてはいかがでしょうか？見学希望の方や入所についての質問や相談がある方は、下記のお近くの保育室または区役所へお問い合わせください。



<保育室 問い合わせ先>

こぶた(幸心)	796-3179(5人型)	守山区役所民生こども課こども係
あいあい(瀬古)	792-7558(5人型)	796-4601
こりす(大森)	798-5558(5人型)	保育案内人(大平)
こあら(森孝)	775-2010(5人型)	

<申し込み窓口>

